京都府水産課 SNS 運用要領

１ 目的

京都府水産課が実施する施策、事業、イベント等の情報発信を行うとともに、水産業や海洋環境への理解促進、府内水産物の魅力発信及び消費拡大を図ることを目的として、SNS を運用する。

２ 内容

運用する SNS は次のとおりとする。

（１）YouTube
（２）Facebook
（３）Instagram

投稿内容は、主として次に掲げる事項とする。

（１）京都府水産課の施策及び事業に関する情報
（２）水産業、水産資源及び海洋環境に関する情報
（３）府内水産物の魅力発信及び消費拡大に関する情報
（４）イベント、研修会及び体験活動等に関する情報
（５）その他、水産課長が必要と認める情報

３ 運用

水産課の SNS で投稿する写真、動画については、次のとおり運用する。

（１）投稿する写真及び動画は、水産課の業務に関連するものとし、肖像権、著作権その他の権利に十分配慮した上で使用する。
（２）その他必要と認められる方法により運用する。

４ 運営

２に掲げる SNS は、京都府農林水産部水産課が管理及び運営を行う。

５ その他

この要領に定めのない事項については、京都府農林水産部水産課において決定する。

附則

この要領は、令和８年 10 月 26 日から施行する。

写真、動画利用に当たっての注意事項

○ 著作権について

・本 SNS に掲載している写真、動画、画像、イラスト、文章等の情報に関する著作権その他の権利は、京都府又は正当な権利を有する者に帰属します。
・私的使用のための複製その他著作権法により認められる場合を除き、無断で複製、転載、改変、頒布等を行うことはできません。

○ 免責事項について

・京都府は、本 SNS に掲載する情報について、その正確性、完全性、有用性等について万全を期していますが、これらを保証するものではありません。
・京都府は、利用者が本 SNS に掲載された情報を利用又は信用したことにより生じた損害について、一切の責任を負いません。
・京都府は、利用者間又は利用者と第三者との間で生じたトラブルについて、一切の責任を負いません。
・京都府は、予告なく掲載内容の変更又は削除を行う場合があります。

○ コメント等への対応

・利用者からの投稿に対して、原則として個別の返信は行わないものとします。
・次の各号のいずれかに該当する投稿は、予告なく削除又は非表示とする場合があります。

（１）法令又は公序良俗に反する内容
（２）特定の個人又は団体を誹謗中傷する内容
（３）営利、政治又は宗教活動を目的とする内容
（４）虚偽の内容又は個人情報を含む内容
（５）その他、管理者が不適切と認める内容